

## 運 営 規 程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人三慶会が開設する介護老人保健施設「びわの葉」において行う介護療養型老人保健施設（以下「施設」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護・要支援状態にある入所者に対し、適正な介護療養型老人保健施設サービス、及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 施設は、介護療養型老人保健施設、及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 施設は、入所者に対し、その者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うものとする。
  - 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 びわの葉
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市西区宝来1348番地1
- (3) 定 員 介護老人保健施設 90名  
但し、その空床を短期入所療養介護、及び短期入所療養介護  
介護予防短期入所療養介護として利用できるものとする。

### (施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 医 師 1名
- (2) 薬剤師 1名
- (3) 管理栄養士 1名
- (4) 看護職員 15名以上
- (5) 介護職員 15名以上
- (6) 理学療法士、言語聴覚士、作業療法士 1名以上

- |     |         |      |
|-----|---------|------|
| (7) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) | 支援相談員   | 1名   |

2 当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行い、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (3) 管理栄養士は、ご利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師や看護師等と共同して、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 介護支援専門員は、ご利用者様のアセスメント・施設サービス計画の作成・モニタリングを行う。
- (8) 支援相談員は、入退所の調整を図るとともに、入所者及びご家族からの様々な相談を受ける。

(介護療養型老人保健施設サービス及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスの内容)

第5条 介護療養型老人保健施設サービス及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所の対象者は、病状や心身の状況に照らし、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療が必要と認められる者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - a 要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。
  - b 入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
  - c 入所者本人や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
  - d 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - e 診療は、療養上妥当適切に行い、看護・医学的管理下の介護は適切な技術により行う。

また、入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行い、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

- f 栄養、入所者の身体状況、病状、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- g 介護療養型老人保健施設サービスの病状等に照らし、居宅での生活が可能な場合には退所を指示する。  
退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画及び、短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第6条 管理者は、施設サービス計画及び、短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 施設サービス計画において、介護支援専門員は、入所者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入所者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入所者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者及びその家族と協議し、同意を得た上で決定するものとする。
- 3 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画において、介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される入所者について、入所者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入所者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、介護予防短期入所療養介護の入所者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画を作成し、入所者及びその家族と協議し、同意を得た上で決定するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 前項に定めるほか、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 【多床室】500円 【従来型個室】1,500円 (1日につき)

食費 【通常入所】1,800円 (1日につき)

【短期入所】朝食390円、昼食760円、夕食650円 (1食につき)

ただし、施設が、市町村から発行される負担限度額認定証を入所者より提示された場合は、厚生労働省の定める負担限度額に応じて、支払いを受けるものとする。

(2) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な個室を利用した

場合の利用料 7,150円(税込み) / 1日

(3) その他日常生活上の便宜に係る費用

TV・冷蔵庫貸し出し代 220円(税込み) / 1日

洗濯代 330円(税込み) / 1回につき

リネンリース代	実費／1日につき
診断書代	実費／1通につき
理美容代	実費／1回につき
(基本カット料金 2, 100円、その他、パーマ、カラー等も有り)	
ハンドマッサージオイル代	110円(税込み)／1回につき
各種予防接種代	実費／1回につき

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第9条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(送迎の実施地域)

第10条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護における送迎の実施地域は、さいたま市・川越市・上尾市とし、入所者・ご家族の事情により臨機応変に対応する事とする。

(身体の拘束について)

第11条 当施設は、原則としてご利用者様に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者などの生命又は身体を保護する為など緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、入所者またはご家族同意のうえ、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

平成24年12月1日改定。

平成25年 4月1日改定。

平成26年 4月1日改定。

平成27年 8月1日改定。

平成30年 4月1日改定。

令和 6年 8月1日改定。